

# 軽二輪・二輪の小型自動車の 軽自動車税申告窓口が変わります

令和2年1月6日（月）から、軽二輪・二輪の小型自動車の軽自動車税申告手続きは、下記のとおり変更となります。

また、手続きの際は正確な軽自動車税業務を行うため、軽自動車届出済証または自動車検査証のコピーを取らせていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。

## ▽申告対象

- 軽二輪（総排気量 125cc を超え 250cc 以下のバイク）
- 二輪の小型自動車（総排気量 250cc を超えるバイク）

## ▽申告場所

鳥取市丸山町233番地 11番窓口

鳥取県自動車整備振興会建物内（鳥取運輸支局隣り）

## ▽受付開始日

令和2年1月6日（月）

※他県から転入された場合の転出元市区町村への軽自動車税廃車申告は取り扱いいたしません。転出元市区町村へお問い合わせいただくか、有償となりますが、

（一社）全国軽自動車協会連合会鳥取事務所（電話：0857-28-7021）にご依頼いただくこともできます。

<問い合わせ先> **境港市役所税務課（電話：0859-47-1017）**

※定置場が境港市外である場合は、定置場住所の市町村へお問い合わせください。